

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度を拡充する。

2 改正内容

部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年度につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内の形態を設けることとし、職員がいずれかの形態を選択可能となる制度に改める。

3 施行期日

令和7年10月1日